

大仙市の日影規制

◎大仙市の日影規制は「秋田県建築基準条例」に定められています。
参考資料として規制値を掲載します。

H23.9.16

用途地域	対象地域	建築基準法 別表第4(に)欄	制限を受ける 建築物	平均地盤面 からの高さ	日影時間	
					敷地境界線から 10m以内	敷地境界線から 10m超
第一種低層住居専用地域	大曲地域又は 西仙北地域	(二)	軒の高さ7m超又は 3階以上の建築物	1.5m	4時間	2.5時間
第二種低層住居専用地域	西仙北地域	(三)	軒の高さ7m超又は 3階以上の建築物	1.5m	5時間	3時間
第一種中高層住居専用地域	大曲地域	(二)	高さが10mを超える 建築物	4.0m	4時間	2.5時間
第二種中高層住居専用地域	大曲地域 (容積率200%)	(二)	高さが10mを超える 建築物	4.0m		
	西仙北地域 (容積率150%)	(一)	高さが10mを超える 建築物	4.0m	3時間	2時間
第一種住居地域	大曲地域又は 西仙北地域	(二)	高さが10mを超える 建築物	4.0m	5時間	3時間
第二種住居地域	大曲地域					
準住居地域	西仙北地域					
近隣商業地域	大曲地域又は 西仙北地域					
準工業地域	大曲地域又は 西仙北地域					
用途地域の指定のない区域	全地域	口の(三)	高さが10mを超える 建築物	4.0m		

※1 表中の全地域とは大曲地域、神岡地域、西仙北地域、中仙地域、仙北地域を示します。

※2 工業地域、商業地域は規制がありません。

大仙市建設部建築住宅課建築指導班